

生涯学習の窓

教育・文化・スポーツの
ホットな情報をお届けします。

自主創造プログラム募集中！

占冠村公民館では住民の皆さん自らが企画・実行する「自主創造プログラム」を募集しています。
事業の詳細については、お気軽に占冠村公民館事務局（☎56 - 2183）までお問い合わせください。

■「生涯学習の窓」の記事に関するお問い合わせは、
教育委員会社会教育担当 電話56-2183 へお願いします。

■アイデア募集中■

多様化する学習ニーズに対応するため、公民館では住民の皆様が企画する「自主創造プログラム事業」を実施しています。スキルアップのための教室や、興味あるテーマを題材とした講座、文化芸術機会提供など、あなたのアイデアを公民館事業として企画してみませんか？

公民館では、事業計画や資料作成の相談、住民への周知、申込受付、予算の範囲内で事業に係る経費の一部または全額を負担します。

昨年度実施された事業は、「原木ナメコ植菌体験」「山菜を楽しむ集い」「食のワークショップ」「占冠の美味しい素材発見ツアー」「美味しい珈琲の入れ方教室」「家庭教育講座」「近自然セミナー＆ワークショップ」「村民フットサル大会」「絵本の読み聞かせ会」「村有林枝打ち体験」「村の中は美術館・街中ギャラリー in 占冠」「鬼峠フォーラム2013」の12件です。

村民の皆さんと一緒に「学びたい」「挑戦したい」というものがありましたら、お気軽に占冠村公民館事務局までお問い合わせください。



森の成長について学んだ
自主創造プログラム「村有林枝打ち体験」

■ご利用ください■

公民館(中央・トマム)図書室の蔵書数は約37,000冊。小さなスペースですが、ベストセラー小説や流行の実用書など、様々なジャンルを取りそろえています。毎月の新刊情報は、行政区回覧にてお知らせしており、中央の図書室の本をトマムの図書室で借りる「図書室間貸出し」も行っています。

ご利用方法など不明な点がございましたら公民館まで、お問い合わせください。



■ご協力ありがとうございました■

野外体育施設のオープンにあたり、多くの住民ボランティアの皆様からご協力をいただきました。テニスコートやパークゴルフ場の整備など利用者に気持ちよく利用していただけるよう、数多くの作業を手際よく丁寧に行なっていたご協力、現在、多くの皆様にご利用されています。この場を借りてお礼申し上げます。

季節は夏へと向かっています。村営(中央・トマム)水泳プールのオープンは、6月22日(土)を予定しています。水中での運動はエネルギー消費量が多く、水中歩行は膝にかかる負担が陸上より軽減され身体に優しい運動にもなります。短い夏ですが、健康増進、体力向上にプールへぜひどうぞ。



ボランティア支援によりオープン準備が整ったパークゴルフ場

占冠村長選挙期日等のお知らせ

◆占冠村長選挙の日程が決定しましたのでお知らせします。

任期満了に伴う占冠村長選挙	
告示日	8月20日(火)
選挙期日	8月25日(日)
※村長の任期	9月5日(木)



本年は占冠村長選挙、参議院議員通常選挙が予定されております。参議院議員通常選挙の日程が決まり次第順次お知らせしてまいりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

次の国政選挙から、インターネットを使った選挙運動が、できるようになります。

(注)公職選挙法改正法施行日(平成25年5月26日)以降初めて公示される国政選挙(衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙)の公示日以降に、公示・告示される国政選挙及び地方選挙について適用されます。

▶有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

▶候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。

(注)●選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得または得させるために、直接または間接に有利な行為のことです。

- 選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
- 未成年者等は選挙運動をすることができません。

■占冠村選挙管理委員会事務局 電話56-2121

こちら駐在所



です

■夏の遭難防止

山岳遭難を防ぐために、次の点に注意しましょう。

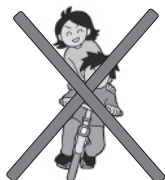
- 十分な装備とゆとりある計画を立てましょう。
- 登山計画書を作成し、警察署や駐在所に提出しましょう。(家族や職場にも渡しましょう)
- 経験者をリーダーとして複数での登山をし、単独での登山は控えましょう。
- ヒグマとの遭遇を避けるため、鈴などの音の出るものを持ちましょう。
- 携帯電話などの通信手段を持ちましょう。



■自転車の安全利用

自転車安全利用五則

- 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ただし車道の通行が危険な場合は歩道を通行していいことになっています。
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 子どもはヘルメットを着用



占冠駐在所
56-2110